

諮問番号：平成30年度諮問第6号

答申番号：平成30年度答申第4号

平成30年12月20日

(2018年)

伊丹市長 藤原 保幸 様

伊丹市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 山 下 淳

### 答 申

伊丹市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第2項第5号の規定に基づき、平成30年11月7日付伊健国第3514号により諮問された「国民健康保険事業における第三者行為求償事案の発見及び届出勧奨に関する事務を効率的に遂行するため、消防局の保有する個人情報の提供を受けることについて」について、下記のとおり答申します。

### 記

1. 国民健康保険の給付事由が第三者の不法行為による場合は、被保険者の属する世帯主はその事実の届出を行う義務がある。この届出により保険者である伊丹市長は、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得し行使することができるが、被保険者から届出されない場合もある。このような場合は、国民健康保険で負担した医療費を加害者である第三者に損害賠償請求を行うことができない。

そのため、伊丹市消防長が保有する交通事故の救急搬送に係る個人情報を伊丹市長に提供することについては、伊丹市長が第三者行為求償事務を適切に行うにあたり、第三者行為を発見し、被害者に対する届出を勧奨することに利用するものであり、公益上の必要があると認められる。

2. 伊丹市長が伊丹市消防長から提供を受けるにあたっては、交通事故等により救急搬送された者の氏名、住所、生年月日、搬送日、搬送先の医療機関の情報に限定されており、国民健康保険資格情報との突合後、国民健康保険資格者のみ抽出されその他は削除すること、また、保存期間も3年に限定し、該当する診療報酬明細書（レセプト）を確認した後に粉碎、廃棄すること、さらに、当該記録データは、庁内LANを利用しパスワード付ファイルで受取ることとし、より安全性の高い基幹系LAN端末を用いて作業を行うこと等の措置を講じることとしており、本人または第三者の権利利益を侵害するおそれがないものと認められる。

なお、伊丹市長においては、提供されたデータの管理及び消去を適切に行うよう努められたい。

■審査会審議等の経過

開催日	内容
平成30年11月7日	諮問の受理
平成30年11月7日	第1回審議
平成30年12月20日	第2回審議

■伊丹市情報公開・個人情報保護審査会

氏名	役職等	備考
山下 淳	関西学院大学法学部教授	会長
菊井 康夫	弁護士	委員
益澤 彩	甲南大学法学部講師	委員
渋谷 元宏	弁護士	委員
迫田 博幸	伊丹市人権擁護委員	委員